

本庄市情報公開・個人情報保護審議会 関係規則・法令集

本 庄 市

目 次

本庄市情報公開条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本庄市個人情報保護条例施行規則・・・・・・・・・・・・	2 3
行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（抜粋）・・・・・・・・・・	6 1

○本庄市情報公開条例施行規則

平成18年1月10日

規則第15号

改正 平成18年7月1日規則第189号

平成19年11月12日規則第45号

平成21年6月1日規則第25号

平成24年3月28日規則第10号

平成28年3月31日規則第53号

平成28年9月30日規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の提出等)

第2条 条例第6条の規定による請求書の提出は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。ただし、様式第1号によらず、同条第1項各号に規定する事項を記載した書面により行うこともできる。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公文書の公開を請求しようとする者（以下「請求者」という。）の住所の郵便番号及び電話番号

(2) 公開の実施方法の種別

(決定等の通知)

第3条 条例第12条第2項の規定による通知は、次に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書（様式第4号）

2 条例第12条第4項の規定による通知は、公文書の公開等の決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第12条第5項の規定による通知は、公文書の公開等の決定期限の特例適用通知書（様式第6号）により行うものとする。

4 条例第13条の規定による決定は、次に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書が不存在である旨の決定 公文書の不存在決定通知書（様式第7号）

(2) 公文書の存否を明らかにしない旨の決定 公文書の存否応答拒否決定通知書（様式第8号）

（第三者からの意見聴取等の手続）

第4条 条例第14条第1項の規定による市及び請求者以外の第三者に対する意見の聴取は、公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による第三者に対する意見の聴取は、公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第10号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による意見書及び通知は、次に定める意見書及び通知書により行うものとする。

(1) 第三者が意見を述べる時の意見書 公文書公開決定等に係る意見書（様式第11号）

(2) 第三者に対する公開決定をした旨の通知 公文書公開決定第三者宛て通知書（様式第12号）

（公文書の公開の実施等）

第5条 条例第15条第1項の規定による公文書の公開のうち、公文書の閲覧又は視聴による場合は、市長の指定する日時及び場所において、関係職員の立会いのもとに実施するものとする。

2 前項の場合において、公文書の公開を受ける者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に扱わなければならない。

3 市長は、公文書の公開を受ける者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公文書の公開を中止し、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付部数は、請求があった公文書1件につき1部とする。

（実費の負担）

第6条 条例第16条第2項の規定による公文書の写しの作成及び送付に要する実費は、別表のとおりとする。

2 公文書の写しを送付する場合は、公文書の写しの作成及び送付に要する実費を合わせた額を前納するものとする。

（審査請求があった場合の手続）

第7条 条例第17条の規定により本庄市行政不服審査会に諮問するときは、情報公開審査諮問書（様式第13号）により行うものとする。

（諮問した旨の通知）

第8条 条例第18条の規定による通知は、情報公開審査諮問通知書（様式第1

4号)により行うものとする。

(公開済公文書の取扱い)

第9条 条例第22条の規定により一度公開した公文書の公開の申出は、公開済公文書公開申出書(様式第15号)により行うものとする。

2 市長は、条例第22条の規定による提供に供するため、一度公開した公文書の目録を作成するものとする。

(出資法人)

第10条 条例第23条の規定による市が出資その他の財政上の援助を行う法人で規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

(2) 公益社団法人本庄市シルバー人材センター

(実施状況の公表の方法)

第11条 条例第25条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、掲示又は本庄市広報規則(平成18年本庄市規則第17号)第2条第1項第1号に規定する広報紙若しくは同項第2号に規定するインターネットによる広報によりこれを行う。

(承継公文書の任意的公開の申出等)

第12条 条例附則第4項の規定により承継された公文書の公開の申出をする者は、承継公文書の任意的公開申出書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、承継公文書の任意的公開回答書(様式第17号)により回答するものとする。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市情報公開条例施行規則(平成12年本庄市規則第62号)又は児玉町情報公開条例施行規則(平成13年児玉町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月1日規則第189号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月12日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 53 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日規則第 81 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分			金額
写しの作成に要する 実費	乾式複写機による写 し	A3 判、A4 判、B4 判 又は B5 判	単色刷り 1 枚に つき 10 円
			多色刷り 1 枚に つき 20 円
		A0 判、A1 判、A2 判、 B1 判、B2 判又は B 3 判	単色刷り 1 枚に つき 100 円 多色刷り 実費 相当額
	電磁的記録の用紙へ の出力	A3 判、A4 判、B4 判 又は B5 判	単色刷り 1 枚に つき 10 円
			多色刷り 1 枚に つき 20 円
	磁気テープ、磁気デ ィスクその他の電磁 的記録媒体による写 し	電磁的記録媒体を持 参した場合	無料
		上記以外の場合	実費相当額
送付に要する実費	上記以外の方法による写し		実費相当額
	郵便による送付		郵便料金の額
	上記以外の方法による送付		実費相当額

備考

- 1 用紙は、原則として工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項に規定する日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）のものを採用するものとする。
- 2 用紙の両面を使用する場合は、片面を 1 枚として金額を算定する。
- 3 磁気テープとは、録音カセットテープ又はビデオカセットテープをいい、

録音カセットテープは、日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間 1 2 0分までのものを用いるものとし、ビデオカセットテープは、日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間 1 2 0分までのものを用いるものとする。

- 4 磁気ディスクとは、フロッピーディスクをいい、日本工業規格X 6 2 2 1又はX 6 2 2 3に適合する幅 9 0 ミリメートルのものを用いるものとする。
- 5 その他の電磁的記録媒体とは、コンパクトディスク（CD—Rに限る。）をいい、日本工業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1に適合する直径 1 2 0 ミリメートルのコンパクトディスクの再生装置で再生することが可能なもので記憶容量 7 0 0 メガバイトまでのものを用いるものとする。

様式第 1 号(第 2 条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号	〒	—
住 所		
(所 在 地)		
フリガナ		
氏 名		
(名称・代表者名)		
電話番号	()	

本庄市情報公開条例第6条の規定により次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称 又 は 内 容	
公開の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送希望)

請求する公文書については、その内容をできるだけ具体的に記載し、該当する□欄にも
レ印を記入してください。

事務処理欄(請求者は、記入しないでください。)

決 定 期 限	年 月 日			
収 受 印				
	問 合 せ 先			
		電話番号	(内線)	
	備 考		請求番号	

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

公文書公開決定通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、本庄市情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり公開することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容			
公開の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送)		
公開の日時	日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後	
	場所	へおいでください。	
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

注

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合には、あらかじめその旨を問合せ先に連絡してください。
- 3 この決定により公文書の公開を受ける者は、これによって得た情報を本庄市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

様式第3号(第3条関係)

第 年 月 号
日

様

(実施機関名)



公文書部分公開決定通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、本庄市情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、同条第2項及び第3項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容			
公開方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送)		
公開の日時	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所	へおいでください。	
公開することができない部分及びその理由	(公開することができない部分) (理由)本庄市情報公開条例第7条第 号に該当		
公開することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求のありました公文書の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

注

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合には、あらかじめその旨を問合せ先に連絡してください。
- 3 この決定により公文書の公開を受ける者は、これによって得た情報を本庄市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。
- 4 「公開することができるようになる時期」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により公開することができるもので、その時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の例による。

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書非公開決定通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、本庄市情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定しましたので、同条第2項及び第3項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容			
公開することが できない理由	(理由)本庄市情報公開条例第7条第 号に該当		
公開することが できるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求のありました公文書の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

注

「公開することができるようになる時期」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により公開することができるもので、その時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の例による。

様式第5号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書の公開等の決定期間延長通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、本庄市情報公開条例第12条第4項の規定により次のとおり公開等の決定の期間を延長しましたので、通知します。

なお、公開等の決定をしたときは、速やかに通知します。

公文書の名称 又は内容			
条例第12条第1項に 規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長後の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長する理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

様式第 6 号(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書の公開等の決定期限の特例適用通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、本庄市情報公開条例第12条第5項の規定により次のとおり公開等の決定の期間を延長しましたので、通知します。

公文書の名称 又は内容			
条例第12条第4項に 規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条例第12条第5項に 規定する公文書のうち の相当の部分について 公開等の決定をする 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条例第12条第5項に 規定する残りの公文書 について公開等の決定 をする期限	年 月 日		
大量請求により決定 期限を延長する理由			
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

様式第 7 号(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書の 不 存 在 決 定 通 知 書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、該当する公文書が存在しませんでしたので、本庄市情報公開条例第13条の規定により通知します。

公文書の名称 又 は 内 容			
公文書が存在 しない理由			
問 合 せ 先			
備 考		請求番号	

教示
本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第 8 号(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書の存否応答拒否決定通知書

年 月 日付けで公開の請求がありました公文書については、該当公文書の存在・不存在を明らかにすることができませんので、本庄市情報公開条例第13条の規定により通知します。

公文書の名称 又 は 内 容			
公文書の存在 ・ 不存在を明 らかにできな い理由			
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

教示
本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書公開決定等に係る意見照会書

本庄市情報公開条例の規定により公開請求があった公文書の中に、あなたに関する情報が含まれていました。

つきましては、公開請求があった公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、本庄市情報公開条例第14条第1項の規定により通知します。

なお、御意見を提出される場合は、様式第11号「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求があった公文書の名称又は内容	
上記の公文書に含まれるあなたに関する部分	
回答期限	年 月 日
送付先	電話番号 (内線)
備考	

注

- この通知書は、本庄市(実施機関)が適正な判断を行うための参考とするものであり、これにより直ちに公開・非公開の決定を行うものではありません。
- 期限までに回答がない場合は、本庄市情報公開条例の趣旨に沿って公開をするかどうかの決定をします。

様式第 10 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書

本庄市情報公開条例の規定により公開請求があった公文書の中に、あなたに関する情報が含まれていました。

つきましては、公開請求があった公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、本庄市情報公開条例第14条第2項の規定により通知します。

なお、御意見を提出される場合は、様式第11号「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求があった公文書の名称又は内容	
上記の公文書に含まれるあなたに関する部分	
回答期限	年 月 日
送付先	電話番号 (内線)
備考	

注

- 1 この通知書は、本庄市(実施機関)が適正な判断を行うための参考とするものであり、これにより直ちに公開・非公開の決定を行うものではありません。
- 2 期限までに回答がない場合は、本庄市情報公開条例の趣旨に沿って公開をするかどうかの決定をします。

様式第 11 号(第 4 条関係)

公文書公開決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 _____
住 所 _____
(所 在 地) _____
フリガナ _____
氏 名 _____
(名称・代表者名) _____
電話番号 () _____

年 月 日付けで通知を受けた公文書の公開についての意見は、次のとおりです。

公開請求があつた公文書の名称又は内容	
上記の公文書に含まれるわたしに関する部分	
意見 ※ 該当する□欄にレ印を記入の上、公開されることにより生ずる支障や不利益等が予測される場合は、できるだけ具体的に記入してください。	☐公開されても支障は生じない。 ☐公開されると支障が生ずる。 (1) 公開により支障が生ずる部分 (2) 理由

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



公文書公開決定第三者宛て通知書

年 月 日付けで通知しました公開請求について、次のとおり公開することと決定しましたので、本庄市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求があった公文書の名称又は内容	
上記の公文書に含まれるあなたに関する部分	
決定の理由	
公開の実施日	年 月 日
問合せ先	電話番号 (内線)
備考	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

第 年 月 日 号

本庄市行政不服審査会

会長 様

(実施機関名) 印

情 報 公 開 審 査 諮 問 書

公文書の公開請求に対する決定について、次のとおり審査請求がありましたので、本庄市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問します。

公 開 請 求 が あ っ た 公 文 書 の 名 称 又 は 内 容	
公 開 請 求 に 係 る 決 定 等 の 内 容	
審査請求年月日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
問 合 せ 先	電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

情 報 公 開 審 査 諮 問 通 知 書

公文書の公開請求に対する決定等について審査請求があり、本庄市情報公開条例第17条第1項の規定により次のとおり本庄市行政不服審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により通知します。

公 開 請 求 が あった公文書 の名称又は内容	
公 開 請 求 に 係る決定等の 内 容	
審査請求年月日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
問 合 せ 先	電話番号 (内線)
備 考	

様式第 15 号(第 9 条関係)

公 開 済 公 文 書 公 開 申 出 書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 _____
住 所 _____
(所 在 地) _____
フリガナ _____
氏 名 _____
(名称・代表者名) _____
電話番号 () _____

本庄市情報公開条例第22条の規定により、次のとおり公開済公文書の公開を申し出ます。

公開済の公文書 の名称又は内容	
公開の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送希望)

申出する公開済公文書については、その内容をできるだけ具体的に記載し、該当する□欄にもレ印を記入してください。

事務処理欄(申出者は、記入しないでください。)

収 受 印		
	問 合 せ 先	
		電話番号 (内線)
	備 考	

様式第 16 号(第 12 条関係)

承 継 公 文 書 の 任 意 的 公 開 申 出 書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号	〒	—
住 所		
(所 在 地)		
フリガナ		
氏 名		
(名称・代表者名)		
電話番号	(	)

本庄市情報公開条例附則第4項の規定により、次のとおり承継公文書の公開を申し出ます。

承継公文書の 名称又は内容	
公開の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送希望)

申出する承継公文書については、その内容をできるだけ具体的に記載し、該当する☐欄にもレ印を記入してください。

事務処理欄(申出者は、記入しないでください。)

回 答 期 限	年 月 日	
収 受 印		
	問 合 せ 先	
		電話番号 (内線)
	備 考	

年 月 日

様

(実施機関名) 

承 継 公 文 書 の 任 意 的 公 開 回 答 書

年 月 日付けで申出がありました承継公文書の任意的公開については、次のとおり回答します。

承継公文書の 名称又は内容			
回 答 の 内 容	☐ 公 開 ☐ 部分公開 ☐ 非公開 ☐ 存否応答拒否 ☐ 不存在		
公開の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送)		
公 開 の 日 時	日時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場所	へおいでください。	
公開することが できない 部 分 及 び そ の 理 由	(公開することができない部分) (理由)本庄市情報公開条例第7条第 号に該当		
公開することが できる よう になる 時 期	年 月 日以後であれば、申出のありました承継公文書の (全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて公開の 申出をしてください。		
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考			

注

- 1 承継公文書の公開を受ける際には、この回答書を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合には、あらかじめその旨を問合せ先に連絡してください。
- 3 この回答により承継公文書の公開を受ける者は、これによって得た情報を本庄市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。
- 4 「公開することができるようになる時期」の欄には、申出に係る承継公文書が期間の経過により公開することができるもので、その時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。
- 5 この回答の内容については、審査請求の対象となりません。

○本庄市個人情報保護条例施行規則

平成18年1月10日

規則第16号

改正 平成18年3月30日規則第160号

平成18年7月1日規則第190号

平成19年3月29日規則第16号

平成19年11月12日規則第45号

平成21年4月1日規則第15号

平成21年6月1日規則第26号

平成24年3月28日規則第10号

平成27年12月28日規則第46号

平成28年3月31日規則第54号

平成28年9月30日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市個人情報保護条例(平成18年本庄市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例に規定する書面等の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第10条第5項の規定による通知 個人情報目的外利用等通知書(様式第1号)

(2) 条例第12条第1項の規定による帳簿 個人情報ファイル簿(様式第2号)

(3) 条例第12条第1項の規定による個人情報ファイル簿の変更並びに同条第3項に規定する変更及びファイルの保有をやめたときの届出 個人情報ファイル変更・廃止届(様式第3号)

(4) 条例第14条第2項ただし書の規定による本人の同意を表す書面 個人情報開示同意書(様式第4号)

(5) 条例第15条第1項に規定する書面 個人情報開示請求書(様式第5号)

(6) 条例第20条第1項に規定する個人情報の全部を開示する旨の決定の通知 個人情報開示決定通知書(様式第6号)

(7) 条例第20条第1項に規定する個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 個人情報部分開示決定通知書(様式第7号)

(8) 条例第20条第2項に規定する個人情報の全部を開示しない旨の決定の通知

- ア イ及びウに掲げるとき以外るとき 個人情報不開示決定通知書（様式第 8 号）
- イ 条例第 19 条の規定により開示請求を拒否するとき 個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第 8 号の 2）
- ウ 個人情報を保有していないとき 個人情報不存在決定通知書（様式第 8 号の 3）
- （9） 条例第 21 条第 2 項に規定する通知 個人情報の開示等の決定期間延長通知書（様式第 9 号）
- （10） 条例第 22 条に規定する通知 個人情報の開示等の決定期限の特例適用通知書（様式第 10 号）
- （11） 条例第 23 条第 1 項に規定する書面 個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第 11 号）
- （12） 条例第 23 条第 2 項に規定する通知 個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第 12 号）
- （13） 条例第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する意見書 個人情報開示決定等に係る意見書（様式第 13 号）
- （14） 条例第 23 条第 3 項に規定する通知 個人情報開示決定第三者宛て通知書（様式第 14 号）
- （15） 条例第 26 条第 1 項に規定する書面 個人情報訂正請求書（様式第 15 号）
- （16） 条例第 28 条第 1 項の規定による個人情報を訂正する旨の決定の通知 個人情報訂正決定通知書（様式第 16 号）
- （17） 条例第 28 条第 2 項の規定による個人情報を訂正しない旨の決定の通知 個人情報不訂正決定通知書（様式第 17 号）
- （18） 条例第 29 条第 2 項の規定による通知 個人情報の訂正決定等の期間延長通知書（様式第 18 号）
- （19） 条例第 30 条の規定による通知 個人情報の訂正決定等の期限の特例適用通知書（様式第 19 号）
- （20） 条例第 31 条の規定による通知 個人情報の訂正決定に係る通知書（様式第 20 号）
- （21） 条例第 33 条第 1 項に規定する書面 個人情報利用停止請求書（様式第 21 号）
- （22） 条例第 35 条第 1 項の規定による個人情報を利用停止する旨の決定の通知 個人情報利用停止決定通知書（様式第 22 号）
- （23） 条例第 35 条第 2 項の規定による個人情報を利用停止しない旨の決定の通知 個人情報利用不停止決定通知書（様式第 23 号）

(24) 条例第36条第2項の規定による通知 個人情報の利用停止等の決定期間延長通知書(様式第24号)

(25) 条例第37条の規定による通知 個人情報の利用停止等の決定期限の特例適用通知書(様式第25号)

(26) 条例第40条の規定による通知 個人情報に関する諮問通知書(様式第26号)

(27) 条例第41条において準用する条例第23条第3項に規定する通知審査請求に対する裁決第三者宛て通知書(様式第27号)

(審議会への諮問)

第3条 実施機関は、次の各号に該当するいずれかの事由により本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成18年本庄市条例第23号)に定める本庄市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)へ諮問するときは、情報公開・個人情報保護審議会への諮問書(様式第28号)を審議会の会長へ提出するものとする。

(1) 条例第5条第2号の規定に基づき意見を聴くとき。

(2) 条例第10条第2項第6号の規定に基づき意見を聴くとき。

(3) 条例第13条第1項第2号の規定に基づき意見を聴くとき。

(4) 条例第16条第10号の規定に基づき意見を聴くとき。

(個人情報保護管理者)

第4条 条例第7条第2項に規定する個人情報保護管理者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庄市事務分掌規則(平成18年本庄市規則第4号)に規定する課の長及び室の長

(2) 本庄市会計管理者の補助組織設置規則(平成18年本庄市規則第5号)に規定する課の長

(3) 本庄市教育委員会事務局組織規則(平成18年本庄市教育委員会規則第4号)に規定する課の長

(4) 議会事務局の次長

(5) 選挙管理委員会事務局の長

(6) 公平委員会事務職員のうち上席の者

(7) 監査委員事務局の長

(8) 農業委員会事務局の長

(9) 図書館の長

(10) 本庄市水道事業管理規程(平成18年本庄市企業管理規程第1号)に規定する課の長

(本人確認に必要な書類等)

第5条 条例第15条第2項、第26条第3項及び第33条第2項に規定する本人であることを示す書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類及び戸籍謄本、委任状その他請求資格を有することを証明する書類（代理人による請求の場合に限る。）とする。

（1） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の規定により交付された運転免許証又は同法第107条の2の規定により交付された国際運転免許証若しくは外国運転免許証

（2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

（3） 旅券法（昭和26年法律第267号）第8条第1項の規定により交付された旅券

（4） その他市長が認める書類

2 前項の場合において、代理人が法人であるときは、個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書又は個人情報利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人であることを確認するため、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示しなければならない。個人情報の開示を受けるときも、同様とする。

（個人情報の開示の実施等）

第6条 条例第24条第1項の規定による個人情報の開示のうち、個人情報の閲覧又は視聴による場合は、市長の指定する日時及び場所において、関係職員の立会いのもとに実施するものとする。

2 前項の場合において、個人情報の開示を受ける者は、当該情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

3 市長は、個人情報の開示を受ける者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

4 個人情報の写しの交付により個人情報の開示を実施する場合の交付部数は、請求があった個人情報1件につき1部とする。

（個人情報の写しの作成等に要する費用）

第7条 条例第38条第2項に規定する個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 個人情報の写しの作成に要する費用 別表に定める額

（2） 個人情報の写しの送付に要する費用 郵便料金の額

（審査会への諮問）

第8条 実施機関は、条例第39条第1項の規定に基づき本庄市行政不服審査会（以下「審査会」という。）へ諮問するときは、本庄市行政不服審査会への諮

問書（様式第 29 号）を審査会の会長へ提出するものとする。

（苦情の処理）

第 9 条 実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めるものとする。

（実施状況の公表の方法）

第 10 条 条例第 43 条の規定による個人情報の開示の実施状況の公表は、掲示又は本庄市広報規則（平成 18 年本庄市規則第 17 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する広報紙若しくは同項第 2 号に規定するインターネットによる広報によりこれを行う。

（出資法人等）

第 11 条 条例第 44 条の規定による市が出資その他の財政上の援助を行う法人で規則で定めるものは、次のとおりとする。

（1） 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

（2） 公益社団法人本庄市シルバー人材センター

（その他）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市情報公開条例施行規則（平成 17 年本庄市規則第 16 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 160 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 1 日規則第 190 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 16 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 12 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年１２月２８日規則第４６号）

（施行期日）

１ この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号）第２０条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第１９条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４第３項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から同条第９項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第１７条第１項の規定により同法第２条第７項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該個人番号カードとみなして、第５条第１項第２号の規定を適用する。

附 則（平成２８年３月３１日規則第５４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月３０日規則第８２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第７条関係）

区分			金額
写しの作成に要する実費	乾式複写機による写し	Ａ３判、Ａ４判、Ｂ４判 又はＢ５判	単色刷り１枚につき１０円
			多色刷り１枚につき２０円
		Ａ０判、Ａ１判、Ａ２判、 Ｂ１判、Ｂ２判又はＢ３判	単色刷り１枚につき１００円
	電磁的記録の用紙への出力	Ａ３判、Ａ４判、Ｂ４判 又はＢ５判	多色刷り 実費相当額
			単色刷り１枚につき１０円
			多色刷り１枚につき２０円
磁気テープ、磁気ディスク	電磁的記録媒体を持つ		無料

	スクその他の電磁的	参した場合	
	記録媒体による写し	上記以外の場合	実費相当額
	上記以外の方法による写し		実費相当額

備考

- 1 用紙は、原則として工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）のものをを用いるものとする。
- 2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として金額を算定する。
- 3 磁気テープとは、録音カセットテープ又はビデオカセットテープをいい、録音カセットテープは、日本工業規格C5568に適合する記録時間120分までのものをを用いるものとし、ビデオカセットテープは、日本工業規格C5581に適合する記録時間120分までのものをを用いるものとする。
- 4 磁気ディスクとは、フロッピーディスクをいい、日本工業規格X6221又はX6223に適合する幅90ミリメートルのものをを用いるものとする。
- 5 その他の電磁的記録媒体とは、コンパクトディスク（CD—Rに限る。）をいい、日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルのコンパクトディスクの再生装置で再生することが可能なもので記憶容量700メガバイトまでのものをを用いるものとする。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報目的外利用等通知書

本庄市個人情報保護条例第10条第2項第5号又は第6号の規定により、次のとおりあなたの個人情報について目的外利用等しましたので、同条第5項の規定により通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)	
目的外利用等の区分等	☐ 目的外利用 [利用先] ☐ 外部提供 [提供先]
目的外利用等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的外利用等をした理由	
目的外利用等をした根拠	本庄市個人情報保護条例第10条第2項第 号に該当
問合せ先	電話番号 (内線)
備考	

様式第2号(第2条関係)

個人情報ファイル簿

登録番号

年 月 日現在

個人情報ファイルの名称											
個人情報ファイルの取扱担当課											
個人情報ファイルの利用目的											
個人情報の対象者の範囲											
個人情報ファイルの記録項目											
基本的事項		経歴等の状況		財産等の状況		心身の状況		生活の状況			
☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 性 別 ☐ 生年月日等 ☐ 本籍・国籍 ☐ 住 所 ☐ 電話番号 ☐		☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 資 格 ☐ 賞 罰 ☐ 成績・評価 ☐ 職業上の地位 ☐		☐ 所得・収入 ☐ 資産の状況 ☐ 課税・納税 ☐ 取引の状況 ☐ 債務の状況 ☐ 口座番号 ☐		☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 傷病歴 ☐ 障 害 ☐ 写 真 ☐		☐ 家族状況 ☐ 親族状況 ☐ 婚 姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 趣味・嗜好 ☐			
制限的記録		☐ 無									
		☐ 有	記録項目	☐ 思想・信条 ☐ 宗教 ☐ 人種・民族 ☐ 犯罪歴 ☐							
			収集方法	☐ 法令等に定めがある（根拠法令： ） ☐ 審議会の意見を聴いたもの							
個人情報の収集方法		☐ 本人									
		☐ 本人以外	収集先	☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）							
			収集根拠	☐ 本人の同意がある ☐ 法令等に定めがある ☐ その他（ ）							
個人情報ファイル	目的外利用	☐ 無 ☐ 有（条例第10条第2項第 号に該当）			特定個人情報ファイル	利用	☐ 無				
	外部提供	☐ 無				提供	☐ 有	根 拠	番号法第 条第 項		
		☐ 有	根拠	条例第10条第2項第 号				根 拠	番号法第19条第 号		
			提供先	☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）				提供先	☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ その他（ ）		
					保護評価の実施	☐ 無 ☐ 有【評価書名： 】					
通信回線等による接続			☐ 無 ☐ 有（ ☐ 法令等に定めがある ☐ 審議会の意見を聴いたもの）								
本庄市個人情報保護条例第25条第1項ただし書に該当						☐ 無 ☐ 有					
本庄市個人情報保護条例第32条第1項ただし書に該当						☐ 無 ☐ 有					
備考											

様式第3号(第2条関係)

個人情報ファイル変更・廃止届

年 月 日

本庄市長 様

(実施機関名)

本庄市個人情報保護条例第12条第1項及び第3項の規定に基づき、さきに届け出ました個人情報ファイルの変更・廃止をしたいので届け出ます。

登 録 番 号	
ファイルの名称	
変更・廃止理由	
変更したい箇所	
変更したい内容	
備 考	

様式第 4 号(第 2 条関係)

個人情報開示同意書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒
住 所
フリガナ
氏 名
(自筆で記入)
生年月日 年 月 日 (歳)
電話番号 ()

本庄市個人情報保護条例第14条第2項の規定により、以下の法定代理人に私の個人情報の開示について同意します。

法定代理人の住所	
法定代理人の氏名	
本人との関係	
個人情報が記録されている公文書の名称(内容)	
開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付

- (注) 1 請求する個人情報については、その内容をできるだけ具体的に記載し、該当する
□欄にもレ印を記入してください。
- 2 本庄市個人情報保護条例第15条第2項の規定に基づき次の書類を提出し、又は提示する必要があります。
- (1) 法定代理人の運転免許証、パスポート等
 - (2) 法定代理人であることを証明する戸籍謄抄本等

様式第5号(第2条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 _____

住 所 _____

フリガナ

氏 名

(名称・代表者名) _____

電話番号 () _____

本庄市個人情報保護条例第15条第1項の規定により次のとおり個人情報の開示を請求します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)				
開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付			
代理人による請求の場合	本人の住所			
	本人の氏名		本人との関係	

(注) 請求する個人情報については、その内容をできるだけ具体的に記載し、該当する□欄にもレ印を記入してください。

事務処理欄(請求者は、記入しないでください。)

開示請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 特別代理人 ☐ 任意代理人			
請求者本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ その他 ()			
法定代理人	☐ 戸籍謄本 ☐ その他 () ☐ 同意書 (15歳以上の未成年者に限る。)			
特別代理人	☐ 本人が来庁できないことの証明するもの ()			
任意代理人	☐ 委任状+印鑑証明書 ☐ 委任状+委任者確認書類 ()			
決定期限	年 月 日			
収受印	問合せ先	電話番号 (内線)		
	備考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称(内容)			
開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付		
開 示 の 日 時	日 時	年 月 日 ()	午 前 午 後 時 分
	場 所		
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

- (注意) 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合には、あらかじめそのことを「問合せ先」に連絡してください。
- 3 この決定により開示を受ける者は、これによって得た個人情報を本庄市個人情報保護条例の目的に即して適正に使用してください。

第 年 月 日 号

様

(実施機関名)

印

個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
開示の実施方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付		
開示の日時	日時	年 月 日 ()	午前 午後 時 分
	場所		
開示することができない部分及びその理由	(開示することができない部分) (理由)本庄市個人情報保護条例第16条第 号に該当		
開示することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求のありました個人情報の(全部・一部)を開示することができますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

注

- 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を持参し、提示してください。
- 2 都合により、上記の日時に来られない場合には、あらかじめその旨を「問合せ先」に連絡してください。
- 3 この決定により開示を受ける方は、これによって得た個人情報を本庄市個人情報保護条例の目的に即して適正に使用してください。
- 4 「開示することができるようになる時期」の欄には、請求に係る個人情報が期間の経過により開示することができるもので、その時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の例による。

様式第 8 号(第 2 条関係)

第 年 月 号
日

様

(実施機関名)

印

個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第20条第2項の規定により次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
開示することができない理由	本庄市個人情報保護条例第16条第 号に該当		
開示することができるようになる時期	年 月 日以後であれば、請求のありました個人情報の(全部・一部)を公開することができますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

注

「開示することができるようになる時期」の欄には、請求に係る個人情報が期間の経過により開示することができるもので、その時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第 8 号の 2(第 2 条関係)

様

(実施機関名)

第 年 月 日



個人情報存否応答拒否決定通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第20条第2項の規定により次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
個人情報の存否を明らかにしない理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第 8 号の 3(第 2 条関係)

様

(実施機関名)

第 年 月 日



個人情報不存在決定通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第20条第2項の規定により次のとおり個人情報の不存在の決定をしましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
個人情報を保有していない理由			
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第9号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の開示等の決定期間延長通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第21条第2項の規定により次のとおり開示等の決定の期間を延長しましたので、通知します。

なお、開示等の決定をしたときは、速やかに通知します。

個人情報が 記録されてい る公文書の 名称(内容)			
条例第21条第 1項に規定す る決定期間	年	月	日から
	年	月	日まで
延長後の 決定期間	年	月	日から
	年	月	日まで
延長する理由			
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の開示等の決定期限の特例適用通知書

年 月 日付けで開示の請求がありました個人情報については、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、本庄市個人情報保護条例第22条の規定により次のとおり開示等の決定の期間を延長しましたので、通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称(内容)			
条例第21条第2項に規定する決定期間	年	月	日から 年 月 日まで
条例第22条に規定する個人情報のうち相当の部分について開示等の決定をする期間	年	月	日から 年 月 日まで
条例第22条に規定する残りの個人情報について開示等の決定をする期限	年	月	日
大量請求により決定期限を延長する理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報開示決定等に係る意見照会書

本庄市個人情報保護条例の規定により開示請求があった個人情報の中に、あなたに関する情報が含まれていました。

つきましては、開示請求があった個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、本庄市個人情報保護条例第23条第1項の規定により照会します。

なお、御意見を提出される場合は、様式第13号「個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開 示 請 求 が あ っ た 個 人 情 報 が 記 録 さ れ て い る 公 文 書 の 名 称 (内 容)	
上 記 の 個 人 情 報 に 含 ま れ る あ な た に 関 す る 部 分	
回 答 期 限	年 月 日
回 答 先	電話番号 (内線)
備 考	

- 1 この通知書は、(実施機関)が適正な判断を行うための参考とするものであり、これにより直ちに開示・不開示の決定を行うものではありません。
- 2 期限までに回答がない場合は、本庄市個人情報保護条例の趣旨に沿って開示をするかどうかの決定をします。

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

本庄市個人情報保護条例の規定により開示請求があった個人情報の中に、あなたに関する情報が含まれていました。

つきましては、開示請求があった個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、本庄市個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。

なお、御意見を提出される場合は、様式第13号「個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答ください。

開 示 請 求 が あ っ た 個 人 情 報 が 記 録 さ れ て い る 公 文 書 の 名 称 (内 容)	
上 記 の 個 人 情 報 に 含 ま れ る あ な た に 関 す る 部 分	
回 答 期 限	年 月 日
回 答 先	電話番号 (内線)
備 考	

- 1 この通知書は、(実施機関)が適正な判断を行うための参考とするものであり、これにより直ちに開示・不開示の決定を行うものではありません。
- 2 期限までに回答がない場合は、本庄市個人情報保護条例の趣旨に沿って開示をするかどうかの決定をします。

個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
(名称・代表者名) _____
電話番号 () _____

年 月 日付けで通知を受けた個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

開 示 請 求 が あ っ た 個 人 情 報 が 記 録 さ れ て い る 公 文 書 の 名 称 (内 容)	
上 記 の 個 人 情 報 に 含 ま れ る わ た し に 関 す る 部 分	
意 見	☐開示されても支障は生じない。 ☐開示されると支障が生じる。 (1) 開示により支障が生じる部分 (2) 理由

(注意) 該当する□欄にレ印を記入の上、開示されることにより生じる支障や不利益等が予測される場合は、できるだけ具体的に記入してください。

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



個人情報開示決定第三者宛て通知書

年 月 日付けで通知しました開示請求について、次のとおり開示することと決定しましたので、本庄市個人情報保護条例第23条第3項の規定により通知します。

開 示 請 求 が あ っ た 個 人 情 報 が 記 録 さ れ て い る 名 称 (内 容)	
上 記 の 個 人 情 報 に 含 ま れ る あ な た に 関 す る 部 分	
決 定 の 理 由	
開 示 の 実 施 日	年 月 日
問 合 せ 先	電話番号 (内線)
備 考	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

様式第15号(第2条関係)

個人情報訂正請求書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 —

住 所

フリガナ

氏 名

(名称・代表者名)

電話番号 ()

本庄市個人情報保護条例第26条第1項の規定により次のとおり個人情報の訂正を請求します。

開 示 日	年 月 日			
個人情報が記録されている公文書の名称(内容)				
請求の趣旨及び理由				
代理人による請求の場合	本人の住所			
	本人の氏名		本人との関係	

(注)1 請求する個人情報については、その内容をできるだけ具体的に記載してください。

2 訂正の内容が事実であることを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

事務処理欄(請求者は、記入しないでください。)

開 示 請 求 者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 特別代理人 ☐ 任意代理人			
請求者本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ その他 ()			
法 定 代 理 人	☐ 戸籍謄本 ☐ その他 () ☐ 同意書(15歳以上の未成年者に限る。)			
特 別 代 理 人	☐ 本人が来庁できないことの証明するもの ()			
任 意 代 理 人	☐ 委任状+印鑑証明書 ☐ 委任状+委任者確認書類 ()			
訂正証明書類				
決 定 期 限	年 月 日			
収 受 印				
	問合せ先	電話番号 (内線)		
	備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求がありました個人情報の訂正については、本庄市個人情報保護例第28条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定しましたので、通知します。

個人情報 が記録 されて いる公 文書の 名称 (内 容)			
訂 正 の 内 容			
訂正をした日	年 月 日		
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付で請求がありました個人情報の訂正については、本庄市個人情報保護条例第28条第2項の規定により次のとおり訂正等をしないことと決定しましたので、通知します。

個人情報 が記録 されて いる 名 称 (内 容)			
訂正を しない 理 由			
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の訂正決定等の期間延長通知書

年 月 日付で訂正の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第29条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

なお、訂正決定等をしたときは、速やかに通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称 (内 容)			
条例第29条第1項に規定する決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長する理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の訂正決定等の期限の特例適用通知書

年 月 日付で訂正の請求がありました個人情報については、訂正請求に係る個人情報が著しく大量であるため、本庄市個人情報保護条例第30条の規定により次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称(内容)			
条例第30条の規定を適用する理由			
訂正決定等をする期限	年 月 日		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の訂正決定に係る通知書

本庄市個人情報保護条例第25条第1項の請求があり、同条例第28条第1項の決定に基づき
個人情報に訂正がなされましたので、同条例第31条の規定により通知します。

個人情報 が記録 されている 公文書の 名称 (内 容)	
変更した 箇所 (内 容)	
備 考	

様式第21号(第2条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(あて先)(実施機関名)

郵便番号 〒 _____
 住 所 _____
 フリガナ _____
 氏 名 _____
 (名称・代表者名) _____
 電話番号 () _____

本庄市個人情報保護条例第33条第1項の規定により次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

開 示 日	年 月 日			
個人情報記録されている公文書の名称(内容)				
請求の趣旨及び理由				
代理人による請求の場合	本人の住所			
	本人の氏名		本人との関係	

- (注)1 請求する個人情報については、その内容をできるだけ具体的に記載してください。
 2 利用停止に係る参考資料がある場合には、書類等を提出し、又は提示してください。

事務処理欄(請求者は、記入しないでください。)

開 示 請 求 者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 特別代理人 ☐ 任意代理人			
請求者本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ その他 ()			
法 定 代 理 人	☐ 戸籍謄本 ☐ その他 () ☐ 同意書 (15歳以上の未成年者に限る。)			
特 別 代 理 人	☐ 本人が来庁できないことの証明するもの ()			
任 意 代 理 人	☐ 委任状+印鑑証明書 ☐ 委任状+委任者確認書類 ()			
参 考 資 料	☐ 無 ☐ 有 ()			
決 定 期 限	年 月 日			
収 受 印	問合せ先	電話番号 (内線)		
	備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付で請求がありました個人情報の利用停止については、本庄市個人情報保護条例第35条第1項の規定により次のとおり停止することと決定しましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
利用停止の内容			
利用停止した日	年 月 日		
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

様式第 23 号(第 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求がありました個人情報の利用停止については、本庄市個人情報保護条例第35条第2項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

個人情報記録されている公文書の名称(内容)			
利用停止をしない理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

教示

本庄市行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第 1 の 1 の例による。

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の利用停止等の決定期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止の請求がありました個人情報については、本庄市個人情報保護条例第36条第2項の規定により次のとおり利用停止等の決定の期間を延長しましたので通知します。

なお、利用停止等の決定をしたときは、速やかに通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称(内容)			
条例第36条第1項に規定する決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長する理由			
問合せ先	電話番号 (内線)		
備考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報の利用停止等の決定期限の特例適用通知書

年 月 日付けで利用停止の請求がありました個人情報については、利用停止請求に係る個人情報著しく大量であるため、本庄市個人情報保護条例第37条の規定により次のとおり利用停止等の決定の期間を延長しましたので通知します。

個人情報が記録されている公文書の名称(内容)			
条例第37条の規定を適用する理由			
利用停止決定等をする期限	年 月 日		
問合せ先			
	電話番号	(内線)	
備考		請求番号	

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

個人情報に関する諮問通知書

個人情報の 請求の決定に対する審査請求について、次のとおり本庄市行政不服
審査会に諮問しましたので、本庄市個人情報保護条例第40条の規定により通知します。

個人情報が記 録されている 名 称 (内 容)			
請 求 に 係 る 決 定 等 の 内 容			
審査請求年月日	年 月 日		
諮問をした日	年 月 日		
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

様式第 27 号(第 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

審査請求に対する裁決第三者宛て通知書

あなたに関する情報が記録されている個人情報の開示決定等に係る審査請求について、次のとおり裁決したので、本庄市個人情報保護条例第41条において準用する同条例第23条第3項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係る個人情報 の 表 示			
個人情報に記 載されている あなたの情報			
裁 決 の 内 容	☐ 却下 ☐ 棄却 ☐ 開示決定等を変更し、個人情報を開示する。		
裁 決 の 理 由			
審 査 請 求 に 対する裁決 を し た 日	年 月 日		
開 示 実 施 日	年 月 日		
問 合 せ 先	電話番号 (内線)		
備 考		請求番号	

第 号
年 月 日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会
会長 様

(実施機関名) 印

情報公開・個人情報保護審議会への諮問書

本庄市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

対 象 と な る 個人情報記録 されている公文 書の名称(内容)	
該 当 事 項	☐ 思想、信条等を収集する場合(条例第5条第2号) ☐ 目的外利用をしようとする場合(条例第10条第2項第6号) ☐ 外部提供をしようとする場合(条例第10条第2項第6号) ☐ 電子計算機の接続をしようとする場合(条例第13条第1項第2号) ☐ 不開示決定をしようとする場合(条例第16条第10号)
該 当 事 項 と な る 理 由	
担 当 課	電話番号 (内線)
備 考	

第 号
年 月 日

本庄市行政不服審査会
会長 様

(実施機関名) 印

本庄市行政不服審査会への諮問書

個人情報の 請求に対する決定について、次のとおり審査請求がありましたので、
本庄市個人情報保護条例第39条第1項の規定により諮問します。

請求があった 個人情報が 記録されて いる物の名称 (内 容)	
請 求 に 係 る 決 定 等 の 内 容	
審査請求年月日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
問 合 せ 先	電話番号 (内線)
備 考	

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（平成二十五年五月三十一日）

（法律第二十七号）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記

録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第五十一条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第四十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の

提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第三十八条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十九条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。
（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を

提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等
を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはなら
ない。